

貞丈雜記

四之下

73

6592

8



位ト云ハ座居ト
又事也座ノ字ク
ラトヨム座ニ居
ル次第ノ法也

一 位クニト云ハ幕中あり列座多々時座ありの事下をさる為の法也
一 位ハ一番め座一 二位ハ二番め座三 位ハ三番め座すの為
子定ふ事とる事也位階イカとるも位内事也

一 官を以て任付を任ニすニ云兵庫ハ子任スる伊勢ハ子任スる
あとも云敷也職を以て任付を補ナすニ云侍不別當ハ補す
る藏人頭ハ補スる藏人所の役不ハ
所取の由あり あとも云敷也

一 位を以て任付を叙シすニ云正三位ハ叙ス正五位上ハ叙ス
るあとも云敷也始メ後五位下ハ叙スるを叙爵トとる也

一 権官ゴンクハニト云ハ権大納言権中納言又ハ何レハ権助ゴンノスケ権頭ゴンノカミ
とる也権ハウウとるも定ル人数の外ハウウ人数を海

一 任付を以て任付を叙シすニ云正三位ハ叙ス正五位上ハ叙ス

一 兼官ケンクニト云ハ一人ハ二ノ官ハ任ス二役勤ムとる也

一 前官ゼンクハニト云ハ前サキ大納言ハ前サキ陸奥守ハとる也又ハ大納言ハ大納言を稱退ス一ハ位ハウウ官ハあき時前ハ大納言

とる也外の官もとるもあきとる也

一 散位サンイト云ハ散冬ヒサン儀ギとるも右ハ前官ハの事ニとる也散一位ハ
散位ト云ハ散冬儀ト云ハ右ハ前官ノ事ニト云ハ

一 官位昇進シヤウジント云ハ官位ハ上ノ官位ハあきみのハなるニ云也

進シの字ハあきとるもあきとる也

一 越階ワツカイト云ハ位ハのハあきとるもあきとる也一ハ越ワツ階カイとる位ハのハあきとるもあきとる也一ハ越ワツ階カイとる位ハのハあきとるもあきとる也

のちの順也。死するに四位下より、喪後之位を叙し、四位上を飛越し、そのあるを云也。此外もあざとく、死するに位は、次、左の... 三十階あり。階ノ字ハキダシヨリナリ位ニボルハ...

- 正一位 從一位 正二位 從二位 正三位
 - 從三位 正四位上 正四位下 從四位上 從四位下
 - 正五位上 正五位下 從五位上 從五位下 正六位上
 - 正六位下 從六位上 從六位下 正七位上 正七位下
 - 從七位上 從七位下 正八位上 正八位下 從八位上
 - 從八位下 大初位上 大初位下 少初位上 少初位下
- 右の如し、正一位の正の字神の位の附す... 人の位は附す...

ことりて云事多也。正二位以下も同し。

一叙^レ面^リと云ハ官位ある人、一^レ位上の位^ニの附りて官^ハの如^ク也。
あるを云位^ハの附りて官^ハの如^ク也。

一相當^トと云ハ位^ハ位^トと定りて官^ハ位^トと稱^スさまさのつらあ
云を云也。重き官^ハ位も重し、輕き官^ハ位も輕し。是叙相當と
云也。重^クと云ハ太政大臣ハ正一位、從一位、左大臣、右大臣ハ正二位、從
二位、大納言ハ正三位、中納言ハ從四位あり。官^ハ位^トとお應の定
みをも云也。

一贈^ラ位^ハ贈^ラ官^トと云ハ死^シて人^ノ位^ハを以^テ佛^ノ付^ヲを贈^ラ位^トと云官
を以^テ佛^ノ付^ヲを贈^ラ官^トと云贈^ラハを以^テ佛^ノ付^ヲを以^テ佛^ノ付^ト也。死^ス人^ノ官^ハ位

を送る終也

一官の役目はとめつゝを職掌と云

一品二品と云ハ親王の御位也一位二位と云子同事あり

も親王の御位を云ふおと云臣下御位を云位と云親王と云天子

の御二男三男又ハ御兄弟は親王と云ハ号成御免あり也

除目と云ハ官を任じし時の政事也正月ハ縣官の除目と

諸國の風司を任ぜし秋ハ京官除目と云京官は居人

を官に任ぜし又修射除目と云修射は行事あり

大臣ハ除目の射任せず節會を行はれ也任大臣節

會と云

孫トハイナカノ
本也諸國ヘソカ
ハサルハ國司ヲ
侍命ルハ故アカ
タメシト云

一叙位と云ハ正月五日六日の比は行はれ是ハ人々も位を任付射

乃政事也近代ハ叙位除目と云は後を行はれず

一節會と云ハ天子御あり御あり臣下ハ御會踏歌の節會豊明

御酒宴あり元日の節會白馬の節會踏歌の節會豊明

節會立后節會立坊節會任大臣節會あり

あり其祝式ハ西宮紀北山抄に家次方公事根原後醍醐天

皇年中行事あり云書ありあり

一上卿と云ハ大臣大中納言の内何れも中納言の公事の奉行

を勤む人を云つゝ上卿と云也

一内弁外弁と云ハ禁中公事を奉行する日の奉行を内弁と云也

史記周本紀曰王
百ヲ上卿ト云
卿ト云其日ノ上
ハ大中納言ヲ上
言奉行ノ公吏ヲ
上卿ト云大中納
ノ公事ハ大臣ヲ
卿トハ大臣奉行
多々羅向奉云上

あり上卿の事也外并ハ内并の次より内并の子位よりいふ事
係役也其も常よりあるは貴日計り也

一長橋局ナガハシツボ子ハ勾當内侍の事也女中也女中ハ内侍司ナイシツカサと云官

あり天子の御側より勤め役也その事を尚侍オウシツカミと云その次を

典侍オウシツケと云その次を掌侍オウシツゼウと云その掌侍ハ四人あり四人の内第一の

掌侍を勾當の内侍と云勾當内侍の居るは役所の名を長

橋局と云残三人の掌侍ハ上ハ氏を付けて源内侍藤内侍

と云也四人の内後よりありその事を新内侍と云勾當内侍勅チヨクを

るはありて書出り文フミを女奉書ニヨホウショと云沙門シヤモン醫者イシヤ等の官位を

と云勾當内侍の次より上卿ト仰ふ也女奉書の事を

内侍宣ナイシツノノトと云也

内侍宣ヲダイシツト云フハ
又別ノ事ナリホニシルス

一攝政セツセイ関白カンパクと云ハ二の名也先攝政と云ハ天子御幼少欲ニヨテ又ハ女帝

ありは是の時ハ大臣と云人ありしを天下の政事を

行ふ人をも云也叔母幼少の天子十五の以年までありしを

勤て十六の以年よりありしを其役をやめて天子ハ自政

事をなすはありしを時於又ありしをその御免あり

天下の政事をありしを関白と云也此時一重イチカゲの宣下センゲと云

是等の時位の以方より多し才一重の是等すき由は作付あり

関白のものを一人とも云也天子以年十五までハ攝政と云以年

十六より関白と云勤め方ハ同一事也

関白ノ二字あり
くりまうすともよ
むと天下の政事
をあらうりやふ
あり

上卿より任官の
 番は大勢なり
 の儀人等合して
 するの時は一
 座の上首を
 上卿と

一 口宣クセシとも任官の時此書を何の官より叙給シ給給を調へてせし
 職事シの方より職事トハ職人上卿より下知する状を口宣案クセシとも云也
 一 宣旨センジとも任官の時此書を何の官より叙給給給を調へてせし
 卿より外記より下知する状を宣旨とも云也
 一 綸旨レンジとも任官の時此書を何の官より叙給給給を調へてせし
 受て書て出す状を綸旨とも云也
 一 位記イキとも任官の時此書を何の官より叙給給給を調へてせし
 其後任人列座して評議する所より一座より一人の寄人なる概政
 関白左右大臣大中納言辨官より云役人の名を書きて判をす
 へて此人の功勞より云此官より任付とも云事を書くる

を位記とも云此巻物も天子の御朱布也
 一 宣命センメイとも天子の號より云人より告げめよる任官の書物
 也其宣命より云りする彼人より宣命使とも云
 一 准后ジュンゴとも准三宮とも云も同一事也天子の御祖母を大皇
 太后宮とも云同御母を皇太后宮とも云同御妻を皇太后宮
 とも云其を命り三宮とも云也大臣ある人後子天子は號より云
 右の三宮は准せし事あり三宮は准せし事あり也
 位を准するものあり右の三宮のありは福は准せし事也
 三宮のありは福は福を授けるもの也
 一 院インとも仙洞センドウとも同一事也天子の即位を告ぐるもの

了御院居あはれをり也女中を女院とり也女院ハ天子の御母也何門院と云号をわたりぬ也皇嘉門院

一東宮とも皇太子ともハ天子ハ御嫡子ハ御家督をば

ざりふべき四方をり也又ハ坊ともあり春宮とも云

一女御ともハ天子の侍てりけ也後ハ中宮中宮后宮后宮ありあり也

御書をも后宮と云中宮ハ后宮より下也中宮とも

御書也桓武天皇ハ御時より中宮后宮と云字を垂る也

了以奉ハ中宮とも后宮の事あり一宮ありとも也

一公卿ともハ攝政關白太政大臣左大臣右大臣内大臣を公あり

大納言中納言散一位并二位以上の人ハ卿也皇儀ハ宰相の事也

位も卿とも也又大臣ハ卿ともハ公ハハ大中納言冬は漢

教一位并二位以上の人也位一位とハ官ハあり又卿相とも云也又月

卿とも云殿上人をハ雲容とも云

一殿上人ともハ五位五位以下ハ昇殿ハありぬりありとも昇

殿をりさたり昇殿する人とも殿上人とも也

一昇殿をりともハ攝政裏の御殿の上へ上りてをりさたりとも

云昇殿をりともハ白砂を居る也又昇殿ありぬり殿

上の間ハありハ板敷也上を草をゆるさたりともハ半昇殿とも

一堂上ともハ昇殿をりとも云地中とも昇殿也

されざる人を云堂上ハきりともいへり地中ハありとも也

一 遷任シニも轉任ルも云々別の官よりある事也後身也

一 將軍宣下セシゲより征夷大將軍の官を仰付事也

一 禁色宣下キニジキより装束は禁色を用ひる事を所免ある事を云禁色

と禁制の色也コトナラサキニキクシキ深紫深紅を上古ハ禁色と云々

古以来織物の装束を用ひる所然り云々

云々但束帯は肘着す袍ハカマより装束は袴ハカマ織物

あれども是ハ御免の法にもあり定めたる物也

一 禁色ハ奉枕草紙オホミヤ云々六位の藏人ニを免をめぐむる

れいルと君達ミありとも云々

云々青色アヲすル云々

書云サシふ人ニとふニねニめニらシ云々蒲

衣サシのニをルとルさシぬニきニきニきニをル云々サシ

なル山乃井の大納言ニ云々道

のハ一異ハ禁色あり

一 兵杖宣下ヒヤウノヤウセシゲより兵杖と云ハ兵具の事也大刀オオタチ弓矢ユミヤも也隨

ひハ大刀オオタチをル云々

をル云々

をル也モ文官モノノカミハ御免あり云々

関白セキハクありハ大将テウサウを兼め云々

御免ミマユルも云々也太上天皇ダイニヤウテンノウ

を付系し世に也

一隨身と云ハ左近衛右近衛の官此下役は將曹府生番長
近衛あとも云役人あり此役人何をも云をもち胡録を
原公た力をもち大將中將少將に付あつてを隨身と云
は右衛門督同佐左右兵衛督同佐あどもめつて也

一文官武官と云の禁裏内外の守護あつて武道よりまはる役
を武官と云左近衛右近衛左衛門右衛門左兵衛右兵衛
左馬右馬兵庫などの數皆武官也大臣をもちめ武官を
きハ何れも文官也

一御即位と云紫宸殿と云此殿へ皇子出御す天下

のくみあはせ親式をいへ天子の御位あはさるるを云

一踐祚と云ハ御世をのぎあはさるる皇子内にて御位あつての
あを云踐祚と云るをいふと云即位ハくみあはさるる
よむなり

一大嘗會と云ハ御即位の事を日本の神々告げあはす事
あり禁中にて行をせしめ也大神事あり

一國母と云天子の御母をいふ也

一天子の御身を玉躰と云御顔を天顔とも龍顔とも云御心を
天機と云御苦勞を宸襟と云衣を御衣と云感し覺
るるを感感と云御立腹を逆鱗と云此勅書を勅勅と云物

朝餼ハ御膳ツキ
コレメスルを
ナリ

を御後所を齎覽と云御病を御悩と云御裁許を天
裁勅裁と云御免を勅許と云作を論言と云又勅詔と云
又勅命と云御盃を天盃と云御死を崩御と云以忌中
を諒闇と云御壽命を室算と云御位を室祚と云御出
を行幸と云仙洞御出を朝勤行幸と云御還を還行と云
他所へはりゆふを遷行と云御自筆を宸翰と云宸筆
勅筆と云御唐所を玉唐と云御所を禁中禁裡禁闕
鳳闕大内内裏と云内々くくも云假そ免は御座らぬを
皇居と云御旅宿を行在所ト云御輿を鳳輦と云御車を
聖駕と云御寢所を夜御殿と云御基所を基盤と云

御膳所を朝餼と云御食物を供御と云女中執部を封座
と云御亭を鈎殿と云御邊を勤を宿直と云當邊目を上
日と云御あそびを御遊と云宸遊と云御馬を龍蹄と云
物をト云を奏聞奏達と云禁裏へ参入を参内と云官位
の御禮ト云を拜賀と云
一院と云天子御位をいづれをト也又ハ太上天皇太上
皇あどと云御所をハ院の御所仙洞仙院あどと云御所
中の事をハ院中洞中あどと云院御唐は成時當今天子
位をのつをハ新院と云御あり前の院をハ本院と云御
院あるを院系と云院の御詞を兼て文子書くを院宣ト云

御使を院使と云御出を御幸と云

一東宮をトウクウ春宮ハルノミヤ云東宮乃御初を文子書を令与リヤウツと云

親王后宮あとのも令与と云御出を行啓と云物をヤス所トコロと云

一攝家ハ攝政セツケ園白エンハクある家也天子此以家老の家也清花セイカと云

ハ攝家セツケは清和セイワ能と家也華族クハシヨクと云太政大臣ある家

也大内家と云ハ大臣ある家也さきと云大将を兼カミとのハ

あらず羽林家ウリシケと云ハ初中将少将ありて大中納言オウチノウゴン後ノチは

ある家也名家と云ハ儒学の家あり辨官ベンカン藏人頭ソウジンカウある家也

諸大夫家と云ハ様家サマノケあり位五位を極位ゴクイとす家之数量

よりて大中納言並少も到れは地下の家筋也

一位階と云ハ位イの字也階イはきざしと云位ハ正一位より少初

位下イノより階イはきざし何ナニのごとく高下ある故也

一京都將軍時代の書ハ官途カンジとあるハきざ官の字也但諸国の

吏録ジエリクの事ハ官途カンジといふとさる也官途吏録とあり

一受領ジユレウと云ハ國司の字を云武藏守伊勢守あとの類也

一左衛門督右衛門督の字を云武藏守伊勢守あとの類也又くく

も云左衛門の字ありも云也總殿と書てくく此コノの字と云

左衛門督右衛門督あとの人をもくやまひくくこの字と云也

一兵部太輔式部式部あとの太輔をくくくくもむハ字細あり

少輔を志せしむるはあやまり之を中々計云へし少輔の
事あやまりぬるを音を引けし福をあやしと云也

一主水正内膳正采女正あどの正はうきと云ふあやまりと云ふあや
まり也

一大夫をすしと云ふと云ふりて云ふは別あり左京大夫修理大夫
大膳大夫皇太后宮大夫あどの時いたいふに備りて云也たい
ふと云ふは云時ハ五位の事之弘安禮節あどのあは五位の事を
大夫と書れりたを左京の尉ハ六位の官也左京の尉あ
りし人五位は叙せむを左京の大夫と云也源義経ハ左京の尉
を檢非違使の判官を兼て五位は叙しと云ふは大夫判官

と云ひ也左近將監掃部助も従六位の官也五位は叙せむを
左近大夫掃部大夫と云ふ外あは何れ大夫と云ふ五位は初下
上古六位田と云位はうりて田を給ふ五位は叙せむ田ハ町を
給ふる今お知行の如く六位より以下ハ田をさす位お極
は米をさす今の切米の如く依り五位は叙せむを叙爵
と云ふは大夫叙摸と云ふ也

一何世の官おてもは分と云一役は役人中人と云ふ也は分と云ふ
かゝすけあやう、さくらん、さくらん、さくらん、大歌、小歌、かゝの
たすけを守りくあやうハ一役の内あはれせとやさすあやう役之
一役中のあやまりを守りくさくらんハ筆者あは役を付く諸

書付書き留書をすくか〜と云字ハ御頭大夫正長官守
 と書くすけと云字ハ輔^{スヘ}助^{スヘ}亮^{スヘ}佑^{スヘ}次^{スヘ}官^{スヘ}佐^{スヘ}也^{スヘ}と云字ハ丞^{スヘ}允^{スヘ}
 尉^{スヘ}祿^{スヘ}進^{スヘ}判^{スヘ}官^{スヘ}と云字ハ録^{スヘ}属^{スヘ}令^{スヘ}史^{スヘ}主^{スヘ}典^{スヘ}目^{スヘ}志^{スヘ}と云字ハ書^{スヘ}也^{スヘ}官^{スヘ}のよ
 リイ文字かつるあり 職名抄 百寮別要抄

一判官をえんぐんともいふと云字ハ別あり鑄^{シユ}錢^{ゼン}判^{パン}官^{カン}
 勅^{チク}解^ケ由^ユ判^{パン}友^ユありの^ノ時^{トキ}ハもんぐんともいふと云也檢^{ケン}非^ヒ遠^{エン}使^シ尉^ウを判^{パン}官^{カン}と云
 時^{トキ}ハもんぐんともいふと云也源^{ゲン}義^ギ經^{ケイ}も檢^{ケン}非^ヒ遠^{エン}使^シ尉^ウありありかとも
 ぐん殿といふ也

一官位の唐名と云ハ堂^{ドウ}と云中^{チュウ}勢^{セイ}の唐名ハ中^{チュウ}書^{ショ}と云武^ブ部^ブ乃^ノ唐
 名ハ吏^リ部^ブと云兵^{ヘイ}庫^コの唐名ハ武^ブ庫^コと云掃^{ソウ}部^ブの唐名ハ洒^{サイ}掃^{ソウ}と云

官職難後曰大閣
 トハ序息ニ明白
 子持申サレタル
 時申也御出家テ
 レハ禪閣ト申也
 考ハ羅閣云々太
 閣也云々外
 了持閣ありの外
 ハ持閣あり

類也且唐^{カラ}の中^{チュウ}書^{ショ}と云官ハ日本の中^{チュウ}勢^{セイ}の勤^{キン}方^{ホウ}に似^ニたる中
 書^{ショ}を中^{チュウ}勢^{セイ}の唐^{カラ}名^ナと云也此^{コノ}外^ノの官^ノも皆^{モトモト}此^ノ也日^{ニッ}本^{ポン}の官^ノ名^ナ
 を檢^{ケン}す唐^{カラ}の官^ノ名^ナを用^{ヨウ}ゆるハ式^{シキ}ありあきと云く唐^{カラ}名^ナハことごとく
 職^{シヨク}原^{ゲン}抄^{ショウ}と云書^{ショ}あり名^ナ々々〜京都^{キョウト}将^{ショウ}軍^{クン}所^{ショ}代^{ダイ}の風^{フウ}俗^{ソク}人^{ニン}の官^ノ
 名^ナを云々唐^{カラ}名^ナを云々ハ云々〜やまふあり也人^{ニン}唐^{カラ}紀^キ
 名^ナ々々〜又^{マタ}伊^イ勢^{セイ}守^{シュ}伊^イ勢^{セイ}州^{シュウ}と云備^ヒ中^{チュウ}書^{ショ}を倭^ワ州^{シュウ}と云名^ナハ唐^{カラ}名^ナ
 外^ノハ云々也唐^{カラ}名^ナを云々ハ云々〜は是^{コノ}も唐^{カラ}名^ナの内^ノあり
 一太^{タイ}閣^{カク}と云ハ閣^{カク}白^{ハク}の父^フを云也法^{ホウ}琳^{リン}あり禪^{ゼン}閣^{カク}と云也是^{コノ}太^{タイ}閣^{カク}
 号^{ゴウ}也ハ宣^{セン}下^カあり〜之^ノ後^{ノチ}照^{テウ}念^{ネン}院^{イン}殿^{テン}装^{ソウ}束^{ソク}抄^{ショウ}ニ太^{タイ}閣^{カク}拜^{ハイ}頌^{ソウ}ト云
 事^{コト}あり此^ノれハ宣^{セン}下^カありの事^{コト}知^チり

一源氏長者と云ハ源氏の内より官位高き人を源氏長者と云源氏イハサウシテのイハサウシテ限りず藤原少も橘少も平少も官位高き人を何氏の長者と云也イハサウシテ天子より以て名あり也

一淳和院ジュニワ特學院シヤウカクの別當のシヤウカクは二の院ハ源氏の学文所ハ名也源氏の長者と云人ハ学文所の支配するを別當と云將軍家ハ源氏の長者と云より淳和特学西院の別當ありや又学館院ダクケンと云ハ橘氏の学文所之後世堂上イハサウシテハ橘氏繼ぐ所一依り橘氏の長者あり後世九條殿学館院別當に成り也梅家の社家シヤケもハ橘氏あり九條殿に付き隨て官位の願をもとむ依り九條殿ハおのづか橘氏の長者の如く也

九條殿ハ後系氏あり

一今時武家の輩イモカタハ位イを四品イホニと云みあり也四位と云べきも也親王の位イを一品二品三品と云無位ムトを六品ムトと云諸王諸臣シニの諸王トハ親王の位イを一位二位三位あり也イハサウシテ官位令義解イリヤウシカイと云親王稱品者別於諸臣也イハサウシテあり親王の位を品ホンと云ハ諸王諸臣の位よりあり也イハサウシテ今武家の位を位と云品と云習多ねハ世の風俗に隨ふ也

諸王ハ高見王トノ類ナリ

一今武家あり宰相ライシヤウと云本名ハ參議也宰相ハ參議の異名也關東の人ハ宰相とあり稱く云て冬議と云事を名ぬ也一如木レヨボクと云ハヤイき者也白張ハクサウを名て公家の供をする者也

西三條裝束抄云
退紅白丁^ト等ハ
下部ノ着物也
持者持等ノ着物
也退紅ハ能家ニ
具スル也香教公
大將御拜賀次元
云退紅仕丁^ト

東鑑卷二年五月
類朝ノ系狀云
能雖朝身有其
心時者自公家
可無所依依哉
今以被及傷受主
法師之忿怒奈不
奮公家^ト是皆禁
裏ヲ指テ公家ト
云ナリ
後鳥羽院宸記ニ
其時ノ天子順德

體ノ由華ヲ公家
ト書タマヘリ

履傘^{クワカラス}あざを扱^クの役也白張^{カクキヌ}と云ハ白布の袴衣也如木退紅^{ネイコウ}と云

の義教公卿元服祀^ニあり 白張ハこそりて木のゆいと云
かみり如木ト云ふ

退紅^{タイコウ}と云もいや^キ者^ノの服也退紅^トハ桃色^ト染^ルる布^ニ乃

袴衣也それをあ^ハる^ル退紅^ト云也又色赤^ク少^シ黒^クあるに^ハあ

る^ルれ^ハ真^ノの退紅^ハあ^ハる^ル退紅^ハ履傘^アとを扱^クの役也

退紅 延喜式ニハアラフメト訓
ハ家次方ニハ荒除トアリ

公家^トハ本^ハ禁裏^ヲを所^シ云也今時公義^ト云^ニ同^シ公家

あ^ハる^ルハ禁裏^ノの所^トい^ハふ也 禁裏ヲ公家ト云ハ將軍家ヲ公方ト云ニ同シ
皆自稱ニハアラフス下ヨリ上ヲモブ親ナリ

位^イ署^シ書^カの事^ノ書^カれ^ル部^ノ多^クあり

侍讀^{シヤク}ハ天子^ノ御学文^ヲを所^シなる^ル云也其^ノ公^ノも^ハ御学文

お^トあ^ハる^ルぬ^レ管^ガ結^キの道^ノお^トなる^ルを^ハ侍讀^ト習^フ事^也

一人^ト書^テし^テち^シおん^トよ^シハ天子^ノの事^也し^テの^ハい^トよ^シハ
関白^ノの事^ノい^トし^テる^ルも^ハい^ハ人^ノ數^ヲを^ハる^ル詞^也

一官位^ノの^ハ実^ハ官職^{秘抄}又^ハ職原^抄又^ハ百寮^{訓要抄}あ^ハる^ル一
ら^ハあり^テ何^レも^ハ板^行一^ト書^物屋^ヲあり^テる^ル

一^ニ散^員と^シ書^テゆ^けい^トよ^シ也^ハゆ^きあ^ハる^ルよ^シハ^ハあ^ハる^ルあり^テ
ゆ^きお^ハい^ト云^フを^ハ界^シて^ハゆ^げい^ト云^フ也^ハ散^員と^シハ^ハ左^衛門^右

あ^ハる^ル吳^名也^ハ左^右衛^門ハ^ハ弓^矢を^ハ帶^シて^ハ禁^裏の^ハ御^門を^ハ
る^ル役^也靴^ハ矢^ヲを^ハる^ル物^也靴^ヲを^ハる^ル役^也あ^ハる^ル散^員佐^散員^ト

尉^{ヱウ}あ^ハる^ル云^フ也 ユケイヲ今ユキエト云フハアママリ也

一 廷尉ケヒ佐ヒ云ハ檢ケヒ非ヒ違ヒ使ヒ佐ヒの唐名也

一 女官と書てあふくをんとよむ村ハまとぐテ禁中ハの之ハ女奉り人の事ハあふくをんとよむ引テ少ハ冊ハ刀ハ自ハのハ自ハ禁中ハの女ハの役ハ也

一 傳テ奏シ云ハ事ヲをシりシ天子ト上ルをシ也也武家ハ傳テ奏シ云ハ武家の用事ヲをシりシ上ルをシ也

一 幕バツ下カ云ハ又ハ幕バツ府フと云ハ皆將軍ノ吳名也將軍ハ幕バツをシたり其内ハ居ルハ故也幕下ハ海ノもの也幕府ノ府ハ此字ハ後所ハ乃心也又ハ麾下ト云ハ麾ハ大將ノもの也持リ物也日ハなハさハざいノの云也ざいノもの云ハ公也ハざいノをシり居ルハ所ヲをシり

今ハ旗本ト云ハ同キ也但旗本ハ赤ト云ハ大将ノ近目也

一 柳リウ堂エ云ハ將軍ノ御所ヲをシ也唐土ト云ハ昔漢ノ代ハ周ハ亞ハ史トと云ハ大將軍アリ合ハ戦ハ出テ細柳ト云ハ亞ハ陣ヲをシり居ルハ天子漢文帝細柳ヲ御シ出テ諸軍勢ハ安否ヲをシり外ハの陣屋ハ天子ノ御シ也周ハ亞ハ史ハ陣ヲをシり天子ノ御シ出テ門ヲをシり天子ノ御シ出テ門ヲをシり天子ノ御シ出テ門ヲをシり天子ノ御シ出テ門ヲをシり

周亞史のり吹を掃蕩をうけい門をひらき天子をよこす
ころ文帝を捕まきびしきをあめあひて外の陣屋を考
もハ子もあそびをするや 周亞史の陣をハ大将のり付
きいしき下る通用かよる 誠の大将也と感ドある
あの一也柳堂の柳の字ハ細柳の柳の字也堂の字ハ陣
屋を云也右の故事より將軍の御所を柳堂と云

一大樹タイレユと云ハ將軍ハ吳名也唐土より昔漢の代ハ馮異フエイと云大
將あり戦後外のくハ我功イカラハあり自慢ジマシハきふび
手加ハを痛ハありそいハ馮異一人ハ大なる功あせど
も少も同ハす自慢せず退大なる樹の下ハ居モトハ人

あつそふ氣をありしと也大樹ありとハ人ハあり
いづるより身を傷りくづりて礼義をさすせず志の忠大なる
事ハ人ハ感ハ入ると也大樹量フムキリテありをあらハ大樹
を將軍異名とハする也大なる樹の下ハ居ハ大樹と云
一門跡の坊バウ宮と云ハ髪をさす僧衣をきて白袴をきて
腰刀をさすさや巻の刀也 眞勤を念ハ書子を持也御門法方
ハ奉公も者也坊宮の字ハ廳勢テイシと云云 東宮の宮人ハ坊宮
別の子也
一侍法師サムライボウシと云ハ門跡ハまらる者也ハ髪をさす
の侍あり僧ハあハ古ハ僧也法橋法眼ホウカウホウガンあり也

一 外記ゲキと云ハ禁中ギンチュウ太政官タウサウカンと云役所の右筆ウデシテの頭也

一 官勢カンセイと云ハ右の外記の下シタは左大史サウダイシ右大史ウデダイシ左少史サウサウシ右少史ウデサウシと云

右筆あり二人之内ウチノ右の左大史サウダイシの右を官勢カンセイと云あり今ハ左

大史一人あり是を壬生官勢ニハヒカンセイと云也

一 警蹕ケイヒツと云ハ天子出御テウゴの時トキ先サキを云也御殿ゴテンの内

あり外ソトに出デの時トキも警蹕ケイヒツあり是コトを蹕ヒツと云也後醍醐

天皇ノ日中行事ニチナカノコトを見ミえり又古コの蹕ヒツと云いハ也蹕の

は蹕ヒツと云いハ古風コフウありハ是家卿ココロノカミの明月記メイゲキ

ありハ天子テウジありハぬ人も道路ミチありハ公儀キョウギは隠カクレて警

蹕ヒツと云いハ江談カハタンと云ふ書カキモノあり警蹕ケイヒツの蹕ヒツは蹕ヒツ

の物モノあり退ヒキくハ源氏ゲンジの河海抄カウカウシヨウ又ハ台記ダイキ等ト云

後世ゴセにハおとハ事コトと云ハ微聲コエはけりハ事コトあり

是故実コトを云ハりハいハ也コト後世ゴセにハ事コトと云ハりハいハ

ひハ事コトと云ハりハいハ也コト鬼オニもハおとハ事コトと云ハりハいハ

先供サキトモの者モノありハ事コトと云ハりハいハ也コト警蹕ケイヒツの蹕ヒツは蹕ヒツ

と云也

一 文位ブンイ勳位クンイと云事コトあり文位ブンイと云事コトの正一位テイイチイ從一位ジュウイチイの中ナカの位

の事コト也勳位クンイと云ハ勳功クンコウと云軍イクサありハ名ナと云ハりハ

事コトと云ハりハ勳功クンコウありハ人ヒトありハ褒美ホウビは勳位クンイと云位イをハりハ

勳位クンイハ勳一等クンイチドウ勳二等クンニドウありハ勳十二等クンジュウニドウありハ

令ニ註ヲ加ヘタル書アリ令教解ト云也板行ニアリ又集解ト云モアリ是ハ板行ニハナシ

勲一等の人ハ正三位の下位三位の上ニ爲度すと勲二等の人

ハ從三位の下正四位上の人ハ上ニ爲度すと也此次第ハ委細

令と云書の内乃官位令と云部ニ記シテあり見テ初之^ニ神

皇正統記ニ云^{北畠准后}上古ハ勲功ありて官位をすむ

ありき^{親房卿}常の官位の外ハ勲位と云^ニ名を立テ一等より十二等

ありあり^ニ位の人ありて勲功たうて一等より六正

三位の下位之位の上ニ爲^ニと云名を^ニ又位あり

人^ニを兼^ニと云^ニ本位トハ文

一 天子の^{キヨミン}内儀ありて^ニみ^ニとい記さ^ニを以^ニ

り^ニ也^ニ時^ニ女^ニ嬪^ニ内^ニ儀^ニの^ニ内^ニを^ニを^ニ也

み^ニ入^ニ格^ニ子^ニを^ニを^ニ也^ニ也^ニ也^ニ

又^ニ内^ニ儀^ニを^ニを^ニ也^ニ也^ニ

と^ニ也^ニ也^ニ也^ニ也^ニ

一 内侍宣と書^ニ也^ニ也^ニ也^ニ也^ニ

は^ニ外^ニ記^ニ史^ニ内^ニ記^ニ也^ニ也^ニ也^ニ也^ニ

頭^ニ上^ニ也^ニ也^ニ也^ニ也^ニ

侍^ニ宣^ニと^ニ云^ニハ^ニ藏^ニ人^ニ頭^ニ上^ニ也^ニ也^ニ也^ニ也^ニ

舍^ニ人^ニ也^ニ也^ニ也^ニ也^ニ

は^ニ記^ニ也^ニ也^ニ也^ニ也^ニ

官^ニ職^ニ雜^ニ也^ニ也^ニ也^ニ也^ニ

藏人ノ唐名ヲ侍中内侍ト云

一職事ニキジと云蔵人頭ハ勿論五位蔵人六位蔵人までをさして職

事ジと云也早竟蔵人の別号あり

一陣チン乃唐又左衛門の陣チンあり云軍陣のより云云禁裏を

役人出仕して役所シヨ列座リョウゼを陣と云也陣ハ役所と云心

也陣ハ侍シあり云云字あり人々おろく立侍タテシあり云云陣

と云也軍陣の陣も云あり

一禁裏キンリの紫宸殿シイデンを南殿ナンデンと云之御後ゴバを小廂コシヤ東廂トウシヤと云也御

膳宿モンシュクを西廂セイシヤと云也

一高賣カウバイあり若官位をアあるの古コあり云云室町將

軍義輝コニシ公キミ光徳院ミツトクイン滅亡メツトウあり後誰ノチ存ゾク禁裏方キンリカタあり

百七代ヒャクナナノイ親門院シンモンイン乃此代ノコノイの事あり

先マサキの者モノと云く私世シセ云々胡夕コシヤの御膳ゴテンも云云

あり云々一時イツジ多富タトミ商人シヤウジン若親ニヤクシあり云云

位イをさぐりけりケリより始ハジメり云云也ヤ後信長ノブナガの代イあり

りて公家キウカもゆユり云云あり云云

一三サン公コウ九ク卿ケイと云ハ唐土タウツの官クワンあり周シュウの代イハ大師ダイシ大傳ダイデン大保ダイホ此

三サン公コウと云又少師シヤウシ少傳シヤウデン少保シヤウホ之ノ孤コと云又三サン少シヤウと

云云クニ少シヤウハ之ノ公コウを佐サカへる官クワン也又冢宰チヤウサイ司徒シト宗伯ソウハク司馬シマ司寇シコウ

司空シクウ之ノ六リツ卿ケイと云三サン少シヤウと六リツ卿ケイと云合アヒせ九ク卿ケイと云也

日本ニッポンありハ太政大目タイサウダイメ左大臣サウヂヤウジン右大臣ウヂヤウジンを三サン公コウと云大納言ダイナクワン中納言チュウナクワン

参議サンギを卿ケイト云日本ニッポンハ三サン卿ケイあり九ク卿ケイハありれども周シュウの官

卿相ト云モ公卿
ヲ云也

不あぞく三公九卿と云也 畢竟公卿と云の唐めを

云詞也 日本ニテハ三位以上を尊ぶ卿トイハルハ此ノ義ニテハ大中公卿言參議の言を以テ記し之を以テ記す

一月卿雲客とハ月卿ハ公卿をさして云雲客ハ教上人を云禁

中を天にあぞく天子を日にあぞく存めくも也禁中

乃御殿の事を雲の上と云公卿教上人を御殿に云の上

人あぞくも皆天にあぞく云也

一上達部とハ教上人を云あり

一 百官と云ハ禁中の事也禁中ハ百官禁中を云あり

おとろ也 百官ハ云て百ありす多クハ官トイハル也

一内と云ハ内裏の事也内裏大内禁裏禁中禁廟禁廷朝廷あり

云皆禁中事也又鳳闕ハ九重と云也

一朝廷禁中朝恩天子の朝政天子の朝議禁中ニテ事ヲ朝敵天子の也

朝と云ハ禁中を云之朝の字をみりどもよむ也

一帝王皇帝天皇主上一人皆天子の御事あり

一東宮春官坊儲君太子皆天子の御嫡子也事あり又皇太

子と云ハ御世つぎと定めぬひつ諸君小つげ御事あり

儀式を云行々を立坊節會と云此時太子を侍りス役

人を定めしむ役人を坊官と云

一新嘗會と云ハ年々新嘗を祀り奉り奉り也御位つぎ

ありて初行々を大嘗會と云也大神事也

非冬後の四位と云ハヤグク冬後
 又任ス冬後人の
 冬後を授けたる
 冬後位に在る
 事云あり

一 非冬議と云ハ位をうりして官にありきを云ふに記しつる教位
 乃の也非冬議と書てすうりはるふあふとよむ之禁
 裏の政事ありしらず云々ハ奴を之役儀を勤め代
 るを云也非冬議の四位あり云ハ又別の事也
右の非冬議の
 冬後ハ大中納

言冬後と云ハ冬後の位ありしなり
 冬後位に在る事云あり

一 職事散事と云事職事とははむむ役儀ありては官
 ののみをつとむるを云也勿論位もあり散事と云ハはむむ
 べき役儀あり無友ありて位をうりぬるを云前記に云

散位の事あり
職事の二字レキジトよめし職人のよめ
 職事散事の対ニハトヨクジトよむべし

一 善通車定行車の事人品に記す

一 陰陽家といふハ各家あり安倍氏と賀茂氏也安倍多士
フチ

御門と号し賀茂ハ勘解由小路と号す
各条ノ通字安倍ハ有ノ字
 又泰ノ字ハ賀茂ハ在ノ字之也
 天文年中公卿姓名見たり

解由小路ハ今禁裏あり絶てて東南都あり幸徳井と号す
カウノクセイ

昔ハ安倍ヲ定行車ト云
 賀茂ヲ善通士ト云

一 無官大夫と云事官にありては四位五位の位はうりあけ
前二記ニタル非冬後ノ事ナリ非冬後ノ四位五位之
 事云也平教盛ハ官にありては位はうり五位あり無友

大夫教盛と云也太夫と云四位五位の惣名也

一 讓位と云天子の御位を太子に譲りあゆばりある事也
トイシレ
 ナリ

一 受禪と云太子父帝より天子の御位をゆづりける事
 云也受禪と書てゆづりける事とよむ也

親王の姓ヲ其ノ
テ人長小あり
あり

一 遜位シノビハ天子の御位を去りてなきありを云ふ之遜位と書てハ

良ぬを去りてくもよむあり讓位乃事也

一 公車コウシト云ハ使ツケと禁裏キンリありてありおとありの御儀式ミキキコウシヨウコト公用コウヨウの

物名也今時武家サウロありて爭論サウロンを公車ト云ハあやまり之爭

論をくクト云ハ口事ノ字あり

一 諸王シヨウワト云ハ皇ミカドと高見王タカミノミカド高望王タカノゾノミカド経基王ツネキノミカドあどの親王ミカドを云

天子の御子ハ親王の号を御免ありて親王ト云其親王の御子

を諸王ト云テ以名宗の下子ヨネノミカドの字を付けてあり是天子

乃御孫也又ハ名も諸王也人目ヒトメト云テあり之を長を終り

姓を名宗ト云あり

一 内親王ウチノミカドト云ハ天子の御孫ハ親王乃号ハ御免あり云

一 法親王ホウノミカドト云ハ天子の御子ハ出家ありありてありて方ハツ親王の

号を御免ありて云也

一 入道ニリトウ親王ト云ハ只今ハ親王ありてありて方利リ親王ハ佛

道ミチに入りありてあり

一 無品ムヒン親王ト云ハ親王の位を以一位二位といふを以て一品

二品ありて云也品ハ位の事ハ御位ハ尊ツギ無位ムイト云テ親王

ト云号バケリ以名ありて無品親王ト云也

一 皇嘉門院スミカドカド安嘉門院ヤスカドカド建禮門院ケンレイカドありて云ハ天子の御子ハ法

ありて御母を以てありて門院ト云号を奉りて也御

母姑以隱居而為女院ニヨイ也也嘗ニ之ニ於テ東裏乃建禮門カシと云御
門乃迤邐ニ女院の御所を去リてテ建禮門院カシと云之此
外も推シて知ル也

一重祿テウと天子の位を去リりテ後又カキ天子の
御位ヲつキふヲ常ニあるニ何カ何カあり
てテ書ク事ハあり

一御宇ギヨウの二字あるニありテ御宇ハ御代ト云ハ也也
天下テニカを治メ
御宇ハ御代ト云ハ也也

被管ハスミラル
ルトヨム也

一被管ヒセツと云ハ官の下ニ支配シるニ官を云フ事トハ
省シヤウの支配シ下ニ大舍オホセ祭マツル圖書トウブ祭マツル内藏ウチザウ祭マツルの職シヨクハ被ヒ管ツ也

中勢ナカセの支配シを云フ官ノ也也

被管の管の字ハ竹ウツリを
クミテ書ク官ノ字ニ非ズ

一被接ヒセツ官ノと云ハ官ニ付キ海ノ官也支配シを云フ事トハ
其官ヲ接ヒりテ付キ官也嘗ニ之ニハ中勢ナカセ省ノ侍從シジウ内記ナイキ
亦モ能ク数ル也也外ニ多シ

一流外リウゲ官ノと云ハ相タウ黨トウの位ニあリ官ノ也也
相當ウチノ位ニあリ書ク之ニハ内舍ウチノセ

人リ中勢ナカセ省ノ官ノ掌ヲ大政オホシヤウ官ノ位ニあリ官ノ也也
外ニあリ

一令外リヤウゲの官ノと云ハ令ノ書ヲ書キ裁ス官ノ也也令ハ文ノ

武天皇ムチノミコ代ノ大寶元オホホウゲン年ニ撰シるニ書也
其後又云正天皇代養老年中ハ攝關セツワント云ハ是今ニ傳フタリ職員シヨクイン令ノあり

一立坊タテバウと云ハ天子御世ノ以テ定メるニ御子ノ中ニあリ
天子ノありテ御世ノ以テ定メるニ御子ノ中ニあリ

坊ハ東宮ノ事也

令外養老令ト云ナリ

一立后リツゴと云ハ中宮チウガウを皇后宮クハウコガウに御位ミイを命ミコトを授けし事コトを云也

中宮ハ御書ツマ也皇后宮ハホニサイ本書ホンサイの事也

一出居侍従イテサレシヅウと云ハ禁中キンチュウにて公事コウジを行はる時トキに席セキを出イダシる者モノ

侍従也人数ヒトツカあり候マカる者モノは其ソノ番バ分バに任マカず也又擬侍従キジシヅウ次ジ

侍従シヅカあり候マカる者モノは其ソノ番バ分バに任マカず也又擬侍従キジシヅウ次ジ

人数ヒトツカ不足ヒトツカに候マカる者モノは其ソノ番バ分バに任マカず也

一國司コクシと云ハ日本ニッポン六十六ヶ國コクニ一國コクは六人ヒトの役人シヨクニンを命ミコトを授けし事コトを云也

姓セイの諸願シヨカニ祈イハヒふ事コトを命ミコトを授けし事コトを云也

諸勅シヨク是コノを命ミコトを授けし事コトを云也

御有ミヨリて公家コウケの中ナカより人を命ミコトを授けし事コトを云也

小役人コシヨクニン六人ヒトと云ハ大和ヤマト國クニあり大和守ヤマトノミ一人ヒト乃ナラび大和ヤマト守ミ一人ヒト

大和ヤマト守ミ一人ヒト乃ナラび大和ヤマト守ミ一人ヒト

大和ヤマト守ミ一人ヒト乃ナラび大和ヤマト守ミ一人ヒト

大和ヤマト守ミ一人ヒト乃ナラび大和ヤマト守ミ一人ヒト

大和ヤマト守ミ一人ヒト乃ナラび大和ヤマト守ミ一人ヒト

大和ヤマト守ミ一人ヒト乃ナラび大和ヤマト守ミ一人ヒト

大和ヤマト守ミ一人ヒト乃ナラび大和ヤマト守ミ一人ヒト

大和ヤマト守ミ一人ヒト乃ナラび大和ヤマト守ミ一人ヒト

大和ヤマト守ミ一人ヒト乃ナラび大和ヤマト守ミ一人ヒト

大和ヤマト守ミ一人ヒト乃ナラび大和ヤマト守ミ一人ヒト

大和ヤマト守ミ一人ヒト乃ナラび大和ヤマト守ミ一人ヒト

より仰付しき多き
追捕使と云ハ謀反人叛藩者をくめり
後世悲の事ハ日本田中意その多あり それよりし

つ後鎌倉より守護職地頭職とあはげし武士を諸國へ

を守護地頭小諸事をみまわらば天子より是を

是よりして日本風残らず武家奪ひしは重なりし

天子ハ名をり日本此ありしありし也何事も後六

鎌倉へいお渡あくるハありぬ極ぬり也也也後鎌倉

將軍ありて京都將軍あり信長秀吉あるの代より孫

禁裏ハありて是て武家ハ年々盛なりしなり

一八外と云事出羽田子秋田城外漢名有又ハ按察使
其重ル重キ官也 相模田之浦

追証
ハ相模也三浦
ニ居住スル武士
ノ相模成ニ成文
ルヲ三浦ト云
父モ以前相模成
ニテ在ラ三浦
ノ大外ト云此外
モ推知ヘシ

丹下徳兵衛千葉外上徳兵衛又上徳兵衛古三助
ト号ス 伊豆田子カハ 狩野外加

賀兵衛又富樫外周防田子大内外遠江田子井伊外井伊
ト号ス 是を八外と

云侍の面目とす官也上徳外秋田城外ハ古代ノ正名也
其外ハ武家ノ俗ニ習ヒタルナリ

一内位外位の事内後五位下
外後五位下 官職難義云叙位入内と外階より内

階入るを也外階と五位外後五位より姓の残さるを

直に後五位下ハ叙し傳へて先外階叙し後五位下ハ

叙する也叙位の時入内の勘文とて外記内階入へべき者記

して案するを執筆叙する也中原 中家の外記ハ外階中一年

以後記申し清家外記の外階成る翌年より勘文ハ

載る也後五位下ハ外階ありしは當時ハ皆思傳り上

古ハ五位更何れも侍リ外正五位上外正五位下あり

也也古今著聞集卷六 保延年正月四日朝觀行幸拍拍

光則多忠方リ川上上福福ととやの忠議定あり

門門魯雅定卿卿ととされされれ々々ハ光則忠方同日日勸賞勸賞あり

叙爵叙爵すす多多ハ朝臣朝臣ありあり内位内位又叙叙すす拍拍ハ下姓下姓よりより外

位位又叙叙すす忠方忠方上上福福ととととなりなりされされるる

貞丈云内位内階とも外位外階トモ云多毛拍モ樂人ノ氏也多氏ハ朝臣ノ姓ニテ
實ニ拍氏ハ宿稱ノ姓ニテ職ニテ云ハ多ハ内位ニ叙シ拍ハ外位ニ叙シタル也

一國主國主と云号上古ハ無無々々上古ハ國司國司ありあり頼朝頼朝乃乃村

より諸國諸國より護護をを與與々々是今世の國國よりより室所室所取取の

比比をを何何必必のの護護とと稱稱せせ也

一今世國主の家人家人又又其其家家子子出入出入するする下下等等のの者者もも多多人人乃乃事事成成終終

了了大守大守と云号古古ハハあありり也也上古上古ハハ上上野野常常陸陸のの子子國國のの者

又必親親主主此此任任せせるる也也比比字字風風のの事事ありありあありり親親王

をを大守大守と云号と云号平人平人をを大守大守と云号と云号ハハあありり之之平人平人ハハ右

三三西西のの事事ありあり大守大守ありあり也也大守大守と云号と云号ハハあありり之之外外の

西西ハハ比比必必のの護護とと稱稱せせ也

一布衣布衣始始名目抄名目抄ニ云ニ云太上皇尊號尊號之後始之後始令令着御烏帽子着御烏帽子云也

太上皇タビヨクハウトヨム太ノ字ヲ除テ上皇ト云フトキハ上ノ字スミテヨム也同丁也
太上皇尊号トハ天子御位ニ即キ玉ヒテ帝父ニ太上皇ト云フ号ヲ奉リ玉フ也其後太上
天皇ニ布衣始ト云事アリ帝在位ノ時ハ帝冠帝袍又時ニヨリテ帝直衣ヲ召スヨナルヲ帝
隠居ナサレ太上天皇ニナリ玉ヒテ後帝烏帽子帝衣ヲ始テ召ル、ヲ布衣始ト云也帝在
位ノ時ハ帝烏帽子帝衣ヲメサル丁ハ帝ナキ丁也布衣トハ帝衣ノ事也名目抄ニ帝烏
帽子ノ事ヲ云テ帝衣ノ事ヲ記シタマハサルハ名目抄ノ作者東山左大臣実熙云ノ在也

又安康正ノ比ニハ符衣ヲ召ル、夏ハ止テ
唐鳥帽子御衣ヲ召ル、一ニナリニ歟

一北面始名目抄云上皇之後始而被召置彼輩ヲ云也 彼輩トハ北面ヲ云也北面ト

ハ上皇ノ侍ナリ上北面ト云ハ五位ナリ下北面ト云ハ六位也此北面ノ侍ヲ始テ召置ル、ヲ北面始ト云ナリ

一殿下カ稱カ唐中ハ皇后太子等をカ殿下ト云天子

をカ下カして陛下ト云カ同カ義也日本カも上古ハ皇太子をカ指

殿下ト云カ也公式令カ子カ名カえカるカりカ知カるカ後代カのカ関カ白カをカ指

了殿下ト云カりカぬカりカ一カ條院カのカ御代カハ御堂関白道長

公ハ天子カのカ御外戚カカカ權威カ甚強カうカりカ詔諛カのカ人カ道長公

をカさカりカ殿下ト稱カるカ能カるカれカりカ以カ来カ流例カとカありカ関

白を殿下ト云カりカぬカりカありカ一

一木鳥モトトリト云官カ乃事官職秘抄カの壺井義知ヨシチが頭書カニ云木鳥カ之意カ俗

説區々也皆不足信用必不可取也大徳ノ御世ノ事官ノ名之春宮舍人ウヂ之中カ兼カ左右衛門

尉ウヂ之者カ是木鳥也兼カ左者カ云左木鳥兼カ右者カ云右木鳥カ江家次男

其外實録シヨク所見カ但木鳥カ之字義カ不分明カ俗説多皆不當也カ

一番長イツサナト云ハ義教公御元服記カニ云隨身番長一人番頭八人下

藤之御隨身五人ト云カりカありカ近衛府カ乃官外下役カ將曹府

生番長シウバン近衛ト云役人あり此中番長近衛を隨カふカあり

近衛チヤウ也番長ト云近衛カ近衛ノ舍人カ氏云サレカレカト云役人左右

近衛府ありカ六人ありカある内八人弓馬の達者ありカ又

一人番長ト云カりカ中一人隨身カ乃長カきカりカるカ也

番長二字トモニ
ゴリテバンヂヤ
ト云ナリ

一 〇也 兼長ハ隨身乃以也 是を上臈の隨身と云あり

一番頭シムトウと云右ニ云近衛と云役の内ウチありしらるるたそを

兼頭カネカウと号し一人隨身シムカウと云はるる是を中臈ナカウラの隨身

とするあり公私翰書云フ兼頭カネカウと云別也 是ハ番頭衆ト云ハ 五番ノ衆ヲ云也

一下臈カの御隨身ミカウと云是も右の近衛と云役の内五人を隨

身ミカウと云しつせらるるを近衛と計唱ケイナウて是を下臈シモウラの隨身

と云平ヒラ以近衛ありしを隨身シムカウ也

一 假御カミカウ隨身シムカウと云近衛ハ御隨身ミカウの外ソトよりみはずい一人を右

つせらるるをかりの隨身シムカウと云あり

又衛府ト云ハズ
也エフト云ハズ
ヨウトヨム也

一 衛府ヨウフノ侍シと云左右近衛乃役所を衛府ヨウフと云衛府ヨウフの侍シハ禁

中ナカあり近衛府の内將監將曹府生番長番頭近衛等

ハ禁裏キンリより將軍家シムガキハ名も是近衛の官人ウヂノト也衛府ヨウフの侍シを

禁裏キンリより来りす武家の人ムカシノトもあれども隨身シムカウのシムカウも御持

矢ヤをおひ馬ウマは乗るノリハ近衛府の侍シと云あり

一 兼宣カネノブ方カタハ事コト大臣オウジに任ずマカ人ヒト兼日カネヒ何ノ日大臣オウジに任ず

由ユ此室ココ方カタを賜タマフる云也平家物ヘイカモノ若卷ニギマキ一ヒトあり

十一月九日の日兼宣カネノブ名ナをシムカウと云あり同日ツギヒ太政大

臣オウジあり是ありシムカウと云あり同日ツギヒ太政大

行書ヨウショ宣命ノボリをシムカウと云あり同日ツギヒ太政大

一 伴トモ賀ガ奏慶ソウケイ慶賀ケイガの事コト此ココニシムカウと云あり官位クワンイ之御禮ミカウレを禁裏キンリ

一考内してト上事云云なり

一執柄シツヘイ乃事攝政関白を執柄シツヘイと云也ケツ換柄カヘを取ケと云云なり執柄
と云也ケツ攝政関白あり給ふ家ハ五攝家の内あり給
ふ故ハ五攝家をケツ執柄家と稱ケツト也

一武家を清花子ケツ準ケツす事南朝絶傳云應永五年戊寅今
年相國義満武家の三職七頭を定む朝廷の五攝家七清
花子ありト一三職ハ斯波細川畠山三管領あり七頭ハ山
名一色土岐赤松京極上杉伊勢也ケツ

貞丈雜記卷之四終

弘化三丙午年六月發光

大坂書肆

河内屋藤兵衛
河内屋茂兵衛

江戸書肆

須原屋茂兵衛
岡田屋嘉七
山城屋佐兵衛
須原屋伊八
丁子屋平兵衛

